事業所名	学校法人 阿邉学園 あざみ野学童クラブ					
事業者名	学校法人 阿邉学園					
自己検査日	10.100 107,7000					
自己検査結果 記入者						
調査 実施日	令和5年11月28日					
調査 対応者	こども支援課 こども支援係 係長 大島 健志					
調査員	こども支援課 こども支援係 主査 山岸 照幸					

自己検査項目を踏まえ、自己検査判定を入力してください。(色付きの欄を入力)

<自己検査判定の目安>

〇:適合している

△:適合していないが、比較的軽微な事項であって改善が容易と考えられるもの

×:適合していない

該当なし:該当がない項目の場合

1 開所時間及び開所日

	確認項目 ※カッコ()内は根拠	自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)	自己検査判定 (O,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
(1)	【開所日】 1年につき250日以上開所予定である。 〔基準条例第19条第2項〕 〔運営指針 第4章 3〕	【開所(予定)日数】 開所 予定 290 日	0		Α	

1

2 放課後児童支援員等の数及び資格

	確認項目 ※カッコ()内は根拠	自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)			自己検査判定 (O,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
		条件を満たしていることを確認(任意の1か月を抜粋						
	放課後児童健全育成事業所ごとに、開所している時間	確認月	5	月				
(1)	帯を通じて、支援の単位ごとに放課後児童支援員を2 人以上(内、1人を除き補助員でも可)配置している。		、出勤簿や勤務ローテー 単位ごとに職員を2人以		0		А	
	(基準条例第11条第2項) (運営指針 第4章 1)	☑ 上記のうち、支援の 童支援員である。	D単位ごとに少なくとも 1 .	人以上は放課後児				
		☑ 出勤簿や勤務ロー 況の記載が一致し	テーション表、クラブ日誌 ている。	にある職員配置状				
	放課後児童支援員として届出を行っている職員は、いわ	最新の職員名簿:	5月1日現在					
(2)	き市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準 に関する条例第11条第3項に該当する者である。	職員数:	7 人		0		Α	
	(基準条例第11条第3項)	ち放課後児童支援員として届出を テっている職員の人数:						
	放課後児童支援員及び補助員は専任である。	※労働契約書(兼労働条件) か	通知書)等から以下の	のことが読み取れる				
(3)	※専任とは、支援の提供を行う時間帯について、放課後 児童健全育成事業の業務のみを行うことをいう。 〔基準条例第11条第5項〕						Α	
		□ その)他()				

3 放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積

	確認項目 ※カッコ()内は根拠	自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)	自己検査判定 (○,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
	児童が安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養 することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動	体調の悪い時等に静養することができる場所: カーテンに仕切ることができる場所と簡易ペッドが用意してある。				
(1)	拠点としての機能を備えている。 (基準条例第10条第1項)	児童が遊ぶ場所(室内・室外) 勉強後はテーブルと椅子を片付けて遊べるように工夫している。室外では校	0		Α	
		庭で遊ぶことができる。				
(2)	児童の所持品を収納するロッカーや児童の生活に必要な 備品を備えている。 (基準条例第10条第1項) 〔運営指針 第6章 1〕	☑ □ッカー☑ 手洗い場(共用含む)☑ トイレ(共用含む)☑ その他(非接触型検温器、冷蔵庫、レンジ、洗濯機)	0		Α	
(3)		取組事項: 活動中はロールカーテンと窓を開け、採光と喚起を確保し、その上空気清浄機とプロトクリン・アクアを用いて空間除菌を行っている。	0		Α	
(4)		取組事項: 手洗い場及び流し台付近は常に清潔にしている。トイレと手洗い場、流し台 の清掃は毎日行っている。	0		А	
(5)	専用区画の面積は、児童 1 人につきおおむね1.65㎡以上である。 (基準条例第10条第2項) (運営指針 第6章 1)	①専用区画の面積: 94 ㎡ ②届出定員: 40 人 ③児童1人あたりの面積(①÷②): 2.35 ㎡	0		Α	

4 非常災害に対する措置

	確認項目 ※カッコ()内は根拠	自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)				自己検査判定 (O,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
(1)	消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられており、職員全員が設置場所や使用方法を知っている。 (基準条例第7条第1項) (運営指針 第6章 2)	☑ 消火器等の消防用具の☑ 消火器等の消火用具の	 ☑ 消火器等の消火用具や非常口を設置している。 ☑ 消火器等の消防用具の場所・使用方法を職員が知っている。 ☑ 消火器等の消火用具の使用期限がきれていない。 ☑ 消火器は歩行や避難の邪魔にならず、必要なときに瞬時に持ち 					А	
(2)	非常災害に対する具体的計画を立てている。 (基準条例第7条第2項) (運営指針 第6章 2)	☑ 職員がマニュアル保管場所を知っている			0		А		
(3)	緊急時の対応について、保護者や学校と共有している。 (基準条例第20条、第21条、第22条) (運営指針 第6章 2)	保護者との共有方法: メールにて共有している 学校との共有方法: 電話連絡にて共有している				0		А	
(4)	非常災害に対する定期的な訓練(<u>避難訓練、消火訓練を</u> それぞれ)を年2回以上実施している。 ※同日に避難訓練と消火訓練を行った場合はどちらも1回実施したと判定します。 (基準条例第7条第1項、第2項、第3項) (運営指針 第6章 2)	記録方法: 実施日及び 実施予定日 令和5年6月26日	日誌に記載 記録の 有無 有	訓糸	東の種類 するものに〇) 消火訓練	0		А	
		令和5年10月17日 令和5年2月28日	有有	0	0				

5 育成支援

	確認項目 ※かっコ()内は根拠	自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)		自己検査判定 (O,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
	子どもの発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状	※子ども一人ひとりの心身の状態をどのように把握 事項を記載し、適合しているかを判定します。					
(1)	態を把握しながら、育成支援を行っている。 〔運営指針 第2章 5〕	入会時に保護者からの児童の様子を聞き取り、	入会時に保護者からの児童の様子を聞き取り、個々の児童の特性を踏まえ た育成支援を行っている。あざみ野こども園からの入会者は、担任の先生から 児童の様子を聞き取りもしている。			Α	
	子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の 間で共有していくように配慮がなされた育成支援を行って	※子どもが自発的に遊びの楽しさを共有していくよいるか、事業所での取組事項を記載し、適合して					
(2)	間で共有していように配慮がなされた育成支援を行っている。 (運営指針 第2章 4)	児童が自発的に好きな遊びをしながら、仲間と 人ひとりに声を掛けている。	楽しく遊ぶことができるよう一	0		А	
		障害のある子どもを受け入れている:	受け入れている				
		受け入れにあたり配慮していること:					
(3)	障害のある子どもも放課後児童健全育成事業を利用する機会が確保されている。	1対1の対応を取りくんでいる。療育機関との連携を図っている。責任者 (臨床心理士)と事例検討をしている			過去に人員体制により預かれないことが	В	
(3)	「運営指針 第3章 2〕	障害児の利用を断ったことがあるか:	ある	Δ	あったが、現在は受入体制は整っている。	В	
		断った場合、その理由:					
		支援員の体制が取れなかったため					
	児童一人ひとりの心身の状況を把握しながら、集団の中	※集団生活を行う上で配慮している事項を記載し す。	し、適合しているかを判定しま				
(4)	での児童同士の関わりを大切にして育成支援を行ってい る。	年齢に応じて個別の役割を与えて責任感を養う ら、集団生活を送れるように工夫している。	等、児童同士の関わりなが	0		А	

(5)	放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との 信頼関係を築くことに努めており、子育てのこと等について 保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けている。 〔運営指針 第3章 4〕		0		Α	
(6)	放課後児童支援員等の人間性及び専門性を向上させるため、研修に参加する機会を設けている。 (基準条例第9条第1項、第2項) (運営指針 第7章 1)	※事業所での取組事項を記載し、適合しているかを判定します。面談を設け、保護者と話す機会を設けている <研修の参加(予定) 状況> ② 個人情報保護研修 ※全員必須 ② 障害理解研修 ② 人材育成研修 ② 市主催研修 ② 連営主体主催研修 ② その他(<研修の勧奨・周知方法> ② ミーティングでの周知・勧奨 ② 常勤職員からの声がけ □ その他((研修計画の策定> □ 策定済 ② 未作成(令和5年度末までに策定)	Δ	今年度中に研修計画を作成する。	В	
(7)	児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない 等、児童の人権に十分配慮している。 〔基準条例第6条第2項、第12条、第13条〕 〔運営指針 第7章 1〕	※事業所での取組事項を記載し、適合しているかを判定します。 実施内容(配慮内容): 毎月ミーティングの中で児童への接し方、声掛けの言葉等を話し合っている。	0		Α	
(8)	虐待等、保護者に不適切な養育等が疑われる場合の 対応が定められている。 〔運営指針 第3章 3〕	※事業所での取組事項を記載し、適合しているかを判定します。 平常時の取組(虐待を見逃さない為に普段から心がけていること) 普段と様子が違う児童には積極的に声掛けをしている。けがやあざがあった場合は、その時の様子をさりげなく聞いている。 虐待発見時の対応 虐待などの疑いがある場合は、学校や市役所などに相談するようにしている。	0		А	

	保護者と連絡をとり、児童の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容につき、理解及び協力が得られている。 〔基準条例第20条〕 〔運営指針 第3章 1、4〕	※事業所での取組事項を記載	載し、適合している	かを判定し	ます。			
(9)		お迎えの際に児童の様子を伝 にその旨伝えている。	迎えの際に児童の様子を伝えている。学校でのけがなどについても保護者 その旨伝えている。		0	А		
	事故が発生した場合などに備え、保護者の緊急時の連	連絡先の管理者(管理場所 先を出せる職員):	を把握し、連絡	2	٨			
(10)	絡先を整理し、全ての放課後児童支援員等が関係機関に対する報告等を必要時に行うことができるようにしている。	連絡先の管理方法:		場所に保	は緊急連絡網を作 管している。職員全 している。	0	А	
	〔基準条例第20条、第21条、第22条第1項〕 〔運営指針 第6章 2〕	関係機関への報告:	事故が発生した 保護者にすぐに選		iこども支援課及び ようにしている。			
(11)	通院が必要となる事故等、報告すべき事故が発生した 場合には、こども支援課に事故報告書を提出している。	報告が必要な事故件数 (通 は必須) :	院が必要な事故	0	件	0	A	
(11)	場合には、ことも又接続に争め報告書を提出している。 〔運営指針 第6章 2〕	実際に報告した事故件数:		0	件	O	^	
	賠償すべき事故が発生した場合に備えて損害賠償保険 や傷害保険等に加入している。 (運営指針 第6章 2)	※賠償すべき事故が発生した場合に備えて、損害賠償保険や傷害保険等に加入する必要があります。						
(12)		損害賠償保険名(保険会 社名及び保険名称)	普通損害保険	共栄火災	{株式会社	0	А	
		傷害保険名(保険会社名 及び保険名称)	普通損害保険	共栄火災	徐 式会社			
		学校との連携: ☑ 連携している	□ 連進してい	†81 \				
	利用者の通学する学校と連携している。 (基準条例第21条) (運営指針 第5章 1)	☑ 連携している □ 連携していない 具体的な連携内容		0	А			
(14)	評価方法:			重営に反映してい	0	А		
		保護者に向けて公表している	。第三評議委員会	、理事会	で公表している。			

6 おやつ等の提供

確認項目 ※かつ()内は根拠		自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)	自己検査判定 (○,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
	(1)	スナック菓子に偏りがちにならないよう、週に2度はこども園からの手作りおや つを提供し、栄養面に配慮している。	0		А	
		利用申込時に、保護者から医師の診断に基づく書類 (学校生活管理指導表等)の写しをもらっている				
	食物アレルギーのある児童については、配慮すべきことや 緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を 取り合い、安全に配慮して提供している。	入会申込書に配慮すべき事項を記入してもらい、必要に 応じて保護者と面談を行うなどして連絡を取り合っている	0		Α	
	(運営指針 第3章 1)	食物アレルギーのある児童について職員が把握できるように職 員会議などで内容を共有し、おやつ提供時には必ず確認してい る。				

7 健康管理·安全確保

確認項目 ※カッコ()内は根拠		自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)		自己検査判定 (O,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
(1)	職員の健康診断を行っている。(採用時及び年1回) 〔運営指針 第4章 6〕 〔労働安全衛生法第66条〕 〔労働安全衛生規則第44条〕	✓ *i	常勤職員について定期健康診断(毎年)を行い、健康診断 吉果を保管している。 ※ただし当該年度途中に雇用する職員の定期健康診断 は、雇用時の健康診断と兼ねることができる	0		A	
			平度途中に新たに雇用した職員については、雇入時に 建康診断を実施している。				
			F常勤職員については、胸部X線を実施状況を把握している (全員)				
(2)	必要な医薬品(医薬部外品等)、その他の医療品を 備えている。 (基準条例第14条第3項) (運営指針 第6章 2)	☑ 体温計 ☑ その他(下	体温計 ☑ 水まくら ☑ 消毒液 ☑ 絆創膏類 その他(下記に詳細を記載してください)			A	
		記載欄: 包	見帯、熱さましシート、虫刺され止め 				

(2)	感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努め ている。	情報収集方法:	利用児童の通っている小学校でインフルエンザ 等が発生した場合、小学校と情報を共有する ようにしている。	0		A	
(3)	(基準条例第14条第2項) (運営指針 第6章 2)	予防方法:	定期的に施設設備やうがいで使用するコップ 去: の清掃、除菌を行っている。手洗い場ではタオ ルを用いず、ペーパータオルを使用している。			A	
			室内を換気しながら活動を実施している。				
	新型コロナウイルス感染症対策を適切に実施している。 (基準条例第14条第2項) (運営指針 第6章 2)	用の遊具は	手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチ等)、共 t、1日1回以上消毒液(消毒用エタノールや次亜 リウム等)を使用して清拭している。				
(4)		☑ こまめに手法	先いを行うようにしている。	0		А	
(4)		☑ 活動中にお	いて、本市方針を踏まえたマスクの着用をしている。	O			
		✓ おやつの提	供に際し、密にならないように対策しているか。				
		J)対応についても新型コロナウイルス感染症対策ガイ ござ対応しているか。				
	日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するた	している	整理棚やロッカー等が倒れないように転倒防止策を				
(5)	めに、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検 し、必要な補修をしている。 〔基準条例第10条第4項〕 〔運営指針 第6章 2〕		ツカーに落下する恐れのある荷物等を積んでいない	0		Α	
		☑ 遊具の破損	員等など、目視で危険な箇所がないか確認をしている				

8 利用者への情報提供

確認項目 ※かっ」()内は根拠		自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)	自己検査判定 (O,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
(1)		運営規程の改定状況: 最新の改定日 令和4年10月1日 連営規程に定められている項目: ② 事業の目的及び運営の方針 ② 職員の職種、員数及び職務の内容 ② 開所している日及び時間 ② 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ② 利用定員 ② 通常の事業の実施地域 ② 事業の利用に当たっての留意事項 ② 緊急時等における対応方法 ② 非常災害対策 ② 虐待の防止のための措置に関する事項 □ その他事業の運営に関する事項(苦情への対応について等)	0		С	土曜日の開所時間について、 運営規程では午前7時30分から午後4時30分までと規定 しているが、6月10日(土)及び17日(土)について、午後4時30分前に閉所していた。 運営規程で定めている開所時間を満たしていない場合は、開 所日とすることはできない。 なお、運営規程に定める開所 時間について、実情とあっていないのであれば、運営規程の 見直しを検討するよう助言した。
(2)	運営規程の内容が、利用者へ周知されている。 (運営指針 第4章 4)	周知方法: ② 利用者への配布	0		А	

9 要望及び苦情への対応

確認項目 ※かコ()内は根拠		自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)		自己検査判定 (O,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
	保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、	窓口責任者:	吉成 利子				
(苦情を受け付けるための窓口を設置すること等の必要な (1) 措置を講じている。 〔基準条例第18条第1項〕	連絡先:	0246 78 0666	0		Α	
	〔運営指針 第1章 3、第7章 2〕	周知方法:	運営規定の中に記入されている。				
	要望及び苦情の内容や対応について、職員間で共有す	確認事項:		0			
(る等により、事業内容の向上に努めている。	苦情があった場合、理事長、理事長代理と職員間で共有し、再発防止に努めている。				А	

10 備える帳簿

確認項目 ※かっ」()内は根拠		自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)	自己検査判定 (O,△,×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感 (特筆すべき事項があれば記載)
(1)	職員に関する帳簿が備えられている。 〔基準条例第16条〕 〔労働基準法第107条、108条、109条〕	☑ 職員名簿 ☑ 資格を証明する書類 (写) ☑ 賃金台帳 ☑ 出勤簿 ☑ 勤務ローテーション表 □ 超過勤務簿 ☑ 雇用通知書 (労働契約書) □ その他 (下記に詳細を記載してください) 記載欄: 誓約書	0		Α	
(2)	財産に関する帳簿が備えられている。 〔基準条例第16条〕	□ 備品台帳 □ その他 (下記に詳細を記載してください) 記載欄:	×	備品に関する帳簿を作成するようにする。	U	
(3)	収支に関する帳簿が備えられている。 (基準条例第16条) (運営指針 第4章 7)	ご会計関係帳簿 「小口現金台帳」 ご通帳 「領収書(原本)」	0		А	
(4)	利用している児童の状況を明らかにする帳簿等が備えられている。 (基準条例第16条)	☑ 出席簿☑ 児童名簿☑ 入会(継続)申込書(利用申込書)	0		А	
(5)	運営に関わる業務の記録等が備えられている。 (基準条例第16条) (運営指針 第3章 5)	☑ 業務の実施状況に関する日誌	0		А	
	日誌は日常的な活動状況や児童及び職員の様子がわ 6) かるように毎日つけられている。 〔運営指針 第3章 5〕	日誌への記録有無:				
		☑ 毎日日誌がつけられている □ 日誌がつけられていない日がある		開所時間と障害児童数を記入するよう に改善する。	В	6月10日(土)の業務日誌について、児童の退所時間が記載されていなかったことから、正しく記入するよう指導した。
		日誌内容について、主な項目として下記が記載されている。				
(6)		□ 単位ごとの開所時間 □ 職員配置状況(氏名、放課後児童支援員資格有無、勤務時間) ☑ 利用児童数 □ 障害児数 ☑ おやつ(材料やメニュー)について ☑ ケガや事故の記録				